

令和5年度第1回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和5年7月12日(水)

午後1時55分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会

大会議室(センタープラザ18階)

令和5年度第1回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和5年7月12日(水)午後1時55分～午後2時50分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(2名)

副理事長 岡田康裕 (加古川市長)

専務理事 福田庸二

(2) 書面出席(9名)

理事長 酒井隆明 (丹波篠山市長) (代理) 医療保険課長 畑岡恭子

副理事長 庵途典章 (佐用町長)

理事 森哲男 (三田市長) (代理) 国保医療課長 赤井克也

蓬萊務 (小野市長) (代理) 市民課主幹 仲山聖

清元秀泰 (姫路市長) (代理) 国民健康保険課長 橋谷篤典

浜上勇人 (香美町長) (代理) 健康課長 中村彰作

上崎勝規 (洲本市長) (代理) 保険医療課長 中尾幸子

河野勝雄 (兵庫県品川総合振興局) (代理) 専務理事 寺田利樹

石井登志郎 (西宮市長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(9名)

事務局長 入江健介 総務部長 山中理恵

審査部長 宮崎勝也 保険者支援部長 松本嘉弘

総務課長 草田康史 出納課長 橋本陽子

情報システム課長 藤川雅信 事業課長 岩露義史

介護福祉課長 工藤 恵

5 議 事

(1) 報告事項

- 報告第1号 兵庫県国民健康保険団体連合会事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第2号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第3号 兵庫県国民健康保険団体連合会管理職手当支給に関する細則の一部を改正する細則の制定について
- 報告第4号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第5号 兵庫県国民健康保険団体連合会常勤役員の給料について

(2) 議決事項

(決算関係)

- 議案第1号 令和4年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業報告について
- 議案第2号 令和4年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出決算について

(外部監査関係)

- 議案第3号 兵庫県国民健康保険団体連合会外部監査契約の締結について
- 議案第4号 兵庫県国民健康保険団体連合会一般会計に係る債務負担行為について

(規則関係)

- 議案第5号 兵庫県国民健康保険団体連合会支部規則の一部を改正する規則の制定について

(その他)

- 議案第6号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の補充選任について
- 議案第7号 第145回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会の招集について

(3) その他

- ア 国保総合システムの更改に係る国庫補助要請のための決議について
- イ 兵庫県国民健康保険団体連合会中期経営計画（第6次）の実施状況について

6 会議の概要

開 会	草田総務課長の司会により開会
開会あいさつ	岡 田 康 裕 副理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定により、岡田副理事長が議長に選任された。 議 長 岡 田 康 裕 副理事長
出席者の報告	草田総務課長から報告を行った。 出席者 2 名、書面出席者 9 名
理事会成立宣言	岡田議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、丹波篠山市の畑岡課長が指名された。 議事録署名人 丹波篠山市（代理）畑岡 恭子 医療保険課長
議 事	入江事務局長、山中総務部長から説明及び報告を行った。 ・報 告 事 項 （ 5 件 ） ・議 決 事 項 （ 7 件 ） ・そ の 他 （ 2 件 ）
閉 会	

7 議事 (要旨)

草田総務課長

ただ今から令和5年度第1回理事会を開会いたします。

開会にあたりまして、副理事長の岡田加古川市長からご挨拶を申し上げます。

岡田副理事長

皆さま、改めまして、こんにちは。何かとお忙しいなか、本日の理事会にご参加いただいております。本当にありがとうございます。

医療の関係ですが、団塊の世代の方が75歳以上になられる2025年も近づいてまいりまして、国の方では、一定所得以上の方の窓口負担の見直しなど、いろんな変化も起きているところであります。

そのような中で本会におきましては、令和3年に策定されております「審査支払機能に関する改革工程表」について、令和6年度からの「受付領域における支払基金とのシステム共同利用」に向けて、計画どおり準備を進めているところです。

また、当該システムの更改費用につきましては、過去2か年の要請活動の結果、国庫補助が得られることとなっておりますが、令和6年度からの運用経費につきましては、まだ課題も残っていますので、本会としても、関係機関と連携して問題解決に取り組んで参りますので、引き続きの御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の議案ですが、報告事項が5件、「外部監査契約の締結」など理事会議決事項が3件、そして「令和4年度歳入歳出決算」など総会に提出するための議案が4件ございます。

限られた時間ではありますが、御審議、御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

草田総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

本日は、公務のご都合でやむを得ず酒井理事長が、書面出席となりましたので、規約第32条第1項及び第21条第2項の規定により、岡田副理事長にお願いいたします。

岡田議長

それでは、私の方で議長を務めさせていただきますので、進行の御協力を宜しくお願い申し上げます。

では、最初に本日の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

草田総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者2名、代理出席を含め、書面出席9名、以上、過半数の出席

がありますことをご報告いたします。

岡田議長

規約第34条第1項の規定によりまして、理事会が成立していることを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定によりまして議長が指名することになっておりますので、丹波篠山市の畑岡課長さんをお願いしたいと思います。

畑岡課長

はい。

岡田議長

それでは、議事に早速入ってまいります。

まず、報告事項として、報告第1号から報告第5号までの説明をお願いいたします。

入江事務局長

事務局長の入江でございます。よろしくお願いいたします。

着席にて説明させていただきます。

それでは、「令和5年度 第1回 兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」に基づき説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」を以下、本会と略させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

報告第1号から報告第5号につきましては、本会規約第34条の2の規定により、臨時急施を要し、理事会を招集する暇がございませんでしたので、令和5年3月31日に理事長専決処分を行ったものでございます。

それでは、報告第1号「本会事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。制定理由は、本会組織体制の見直しに伴い、関係規定について所要の整備を行うため、制定したものでございます。

4ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、総務課に国保事務共同化担当係を新設することに伴う事務分掌の追加によるもので、施行期日は、令和5年4月1日でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第2号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

9ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、管理職手当に係る減額期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで延長し、職務の級に応じた割合を管理職手当に乗じた額を減額するもので、施行期日は、令和5年4月1日でございます。

また、事務職員別給料表の職務の級を1級ずつ下げ、標準職務を整理するとともに、関係規定の文言等の整理を行うもので、こちらの施行期日は、令和6年4月1日でございます。

23ページをお願いいたします。

報告第3号「本会管理職手当支給に関する細則の一部を改正する細則の制定について」でございます。

制定理由は、「本会職員給与規程」の改正内容に準じて、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

24ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、「本会職員給与規程」の改正内容に準じて、所要の整備を行うもので、施行期日は、令和6年4月1日でございます。

29ページをお願いいたします。

報告第4号「本会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」の改正内容に準じて、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

30ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、期末手当に係る減額期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで延長するもので、施行期日は、令和5年4月1日でございます。

35ページをお願いいたします。

報告第5号「本会常勤役員の給料について」でございます。

令和5年4月分から令和6年3月分までの常勤役員の給料月額を定めたもので、36ページでございますが、ただし書に記載のとおり、兵庫県の行財政運営方針に準拠し、100分の6.0を減じております。

以上、報告第1号から報告第5号までの説明を終わります。

では、報告第1号から第5号まで説明がありましたが、皆さまから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

岡田議長

では、ないようでございますので、報告事項は以上とさせていただきます。

続きまして、議決事項でございますが、議案第1号「令和4年度事業報告について」及び議案第2号の「令和4年度歳入歳出決算について」を一括提案させていただきます。

事務局からお願いします。

入江事務局長

議案の説明に入ります前に、一言、お断り申し上げます。

本来ですと、「令和5年度 第1回 兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」の議案書で説明するところではございますが、限られた時間でもございますので、議案第1号と議案第2号の令和4年度決算に関する件につきましては、お手元の右上「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の1ページをお願いいたします。

議案第1号「令和4年度事業報告について」でございます。

「第1 連合会運営の基本方針の実施結果」でございます。

令和4年度の本会の事業運営に当たりましては、保険者の共同体として、また審査支払機関として、社会的使命を果たすため「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」の基本理念のもと各種事業に取り組みました。

審査支払業務におきましては、電子レセプトデータ及び審査結果データ等を活用した効率的、効果的な審査の推進により、査定率向上による医療費適正化等に効果を上げるとともに、共同電算処理事業や保健事業、第三者行為損害賠償求償事務等、保険者事務の効率化、負荷軽減に資する各種保険者支援事業を展開してまいりました。

また、保険者事務にも使用される各種電算システムの安定的な運用を図るとともに、中期的な財政を見通した計画的かつ健全な財政運営の推進、審査事務や保険者支援事務に関する専門知識を有した人材の育成など、効率的な運営体制の確立に努めました。

「第2 事務事業推進の重点事項」の「1 審査支払業務の充実・強化」につきましては、査定率の向上を目標に、審査の質の向上と効果的な審査事務共助に取り組むなど、審査業務の充実・強化を図るとともに、円滑な支払業務に努め、次に記載の「診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務」、「介護給付費等審査支払業務」、「障害者総合支援法関係業務等」の充実・強化に努めてまいりました。

2ページをお願いいたします。

2の「保険者支援事業の充実・強化」につきましては、保険者ニーズを把

握し、保険者事務の効率化や負担軽減に向け、次に記載の「共同事業等の積極的な推進」、「保健事業等の積極的な展開」に取り組んでまいりました。

3の「効率的な運営体制の確立」でございますが、健全な財政運営を推進するとともに、組織に必要な人材を育成するなど、次に記載の「各種電算システムの円滑稼働」、「持続可能な組織運営体制」のとおり効率的な運営体制の確立に努めてまいりました。

3ページは、令和4年度本会主要事業体系表でございます。

左側には本会の基本理念であります「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」、その右に、3つの基本方針を記載しております。その方針に沿って各種事務事業を実施しております。

その主な実施状況につきましては、4ページをお願いいたします。

「第3 主要事業の実施状況」でございます。

「1 審査支払業務の充実・強化」といたしまして、「(1) のア 国保診療報酬審査委員会の状況」でございます。144名の審査委員による審査委員会を記載のとおり開催しております。

「イ 国保診療報酬等審査決定状況」でございます。

国保と後期高齢者医療を合わせまして、「(イ) 受付件数」は、年間約4,718万件で、対前年度比102.1%、「(ウ) 支払額」は、年間約1兆2,256億円で、対前年度比102.9%となっております。

5ページの「ク(ア) 柔道整復施術療養費審査会の状況」でございます。

11名の審査員による審査会を記載のとおり開催しております。

「(ウ) 柔道整復施術療養費審査決定の状況」でございます。

年間件数は、約105万件で、対前年度比は100.4%となっております。

「(エ) 柔道整復施術療養費の支払状況」でございます。

年間支払額は、約58億円で、対前年度比は96.8%となっております。

6ページをお願いいたします。

「(2) のア 介護給付費等審査委員会の状況」でございます。

18名の審査委員による審査委員会を記載のとおり開催しております。

「イ 介護給付費等審査支払状況」でございます。

「(ア) 受付件数」は、年間約949万件で、対前年度比102.8%、「(イ) 支払額」は、年間約4,766億円で、対前年度比101.2%となっております。

「(3) のア 障害者総合支援法関係業務等の実施」でございます。

「(ア) 受付件数」は、年間約137万件で、対前年度比108.6%、「(イ) 障

害介護給付費等支払状況」は、年間約 1,516 億円で、対前年度比 107.4%と
なっております。

7 ページの「2 保険者支援事業の充実・強化」の「(1) 共同事業等の積
極的な推進」につきましては、「ア 国保保険者事務共同電算処理業務の実施」
から 8 ページの「サ 介護サービス苦情処理業務の実施」までの 11 項目の事
業を記載のとおり実施いたしました。

9 ページの「(2) 保健事業等の積極的な展開」につきましては、「ア 保
険者努力支援制度に重点をおいた保健事業の実施及び高齢者の保健事業、介
護予防の一体的実施に係る保険者支援及び KDB システム等によるデータ分析
の実施」及び 10 ページの「イ ホームページ等を活用した情報の発信」まで
の事業を記載のとおり実施いたしました。

「3 効率的な運営体制の確立」でございます。

「(1) の各種電算システムの円滑稼働」につきましては、国保総合システム、
KDB システム等、国保中央会開発システムの適切な運用と安定稼働に努め
ました。

「(2) の持続可能な組織運営体制」につきましては、「ア 健全な財政運営
の推進」、「イ ICT を活用した事業運営の効率化」及び「ウ 人材育成等」
の 3 項目について、記載のとおり取り組んでまいりました。

11 ページをお願いいたします。

議案第 2 号「令和 4 年度歳入歳出決算について」の「令和 4 年度本会会計
別歳入歳出決算の概要（総括）」でございます。

令和 4 年度歳入歳出決算の概要につきましては、一般会計から後期高齢者
医療事業関係業務特別会計の 6 会計の合計を記載しております。

最下段でございますが、

予算現額	1 兆 9,154 億 7,842 万 1,000 円、
収入済額	1 兆 8,814 億 7,888 万 935 円、
支出済額	1 兆 8,808 億 4,263 万 7,732 円、
歳入歳出差引額	6 億 3,624 万 3,203 円となっております。

12 ページをお願いいたします。

これより、各会計の決算額につきまして、ご説明いたします。また、歳入
歳出差引額につきましては、何れの会計も、同額を翌年度に繰り越しており
ます。

以下、歳入合計欄の予算現額、収入済額、歳出合計欄の支出済額、歳入歳

出差引額の読み上げとさせていただきます。

「一般会計歳入歳出決算」でございます。

予算現額 54 億 8,026 万 8,000 円、

収入済額 53 億 4,598 万 9,810 円、

支出済額 53 億 269 万 8,260 円、

歳入歳出差引額 4,329 万 1,550 円となっております。

なお、歳入の収入済額と歳出の支出済額が対前年比大幅増となっておりますのは、歳入においては、3 款「県支出金」にて、歳出においては、3 款「事業費」にて、令和 4 年度は、介護職員処遇改善支援補助金があったためでございます。

歳入の主なものとして、3 款「県支出金」は、収入済額 44 億 2,206 万 5,190 円、歳出の主なものとして、3 款「事業費」は、支出済額 44 億 9,222 万 5,020 円となっております。

13 ページをお願いいたします。

「診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算」、

「1 業務勘定」でございます。

予算現額 39 億 4,727 万 5,000 円、

収入済額 36 億 8,132 万 2,594 円、

支出済額 33 億 8,776 万 478 円、

歳入歳出差引額 2 億 9,356 万 2,116 円となっております。

歳入の主なものとして、1 款「手数料」は、収入済額 19 億 9,577 万 7,324 円、歳出の主なものとして、1 款「総務費」は、診療報酬等審査支払に従事している職員等の人件費、共同処理等委託料などで、支出済額 12 億 5,670 万 4,196 円となっております。

14 ページをお願いいたします。

「2 診療報酬支払勘定」でございます。

予算現額 4,447 億 8,582 万 6,000 円、

収入済額 4,343 億 193 万 9,732 円、

支出済額 4,342 億 4,167 万 2,795 円、

歳入歳出差引額 6,026 万 6,937 円となっております。

歳入の 5 款「諸収入」の収入未済額につきましては、過誤調整額が支払額を上回ったことにより、未調整額が発生した医療機関からの入金がなされていないため計上されておりますが、この医療機関に対する診療報酬の支払保

留額が、収入未済額を上回る金額となっており、債権者が確定すれば、収入未済額を相殺し、支払うこととしております。

15 ページをお願いいたします。

「介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算」、

「1 業務勘定」でございます。

予算現額	36 億 8,626 万 6,000 円、
収入済額	36 億 4,285 万 3,561 円、
支出済額	35 億 9,705 万 1,882 円、
歳入歳出差引額	4,580 万 1,679 円となっております。

歳入の主なものとして、6 款「主治医意見書料等受入金」は、収入済額 27 億 3,304 万 7,354 円、歳出の主なものとして、6 款「主治医意見書料等支出金」は、主治医意見書作成料などで、支出済額 27 億 3,304 万 7,354 円となっております。

16 ページをお願いいたします。

「2 介護給付費等支払勘定」でございます。

予算現額	4,854 億 9,000 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、	4,723 億 3,421 万 5,900 円、
歳入歳出差引額	0 円となっております。

次に、「3 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

予算現額	42 億 9,766 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、	42 億 3,882 万 4,720 円、
歳入歳出差引額	0 円となっております。

17 ページをお願いいたします。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算」、

「1 業務勘定」でございます。

予算現額	2 億 1,968 万 5,000 円、
収入済額	2 億 1,572 万 5,827 円、
支出済額	2 億 572 万 5,767 円、
歳入歳出差引額	1,000 万 60 円となっております。

18 ページをお願いいたします。

「2 障害介護給付費支払勘定」でございます。

予算現額	1,224 億 12 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、	1,197 億 2,286 万 4,877 円、

歳入歳出差引額 0 円となっております。

次に、「3 障害児給付費支払勘定」でございます。

予算現額 330 億 5,040 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、318 億 7,031 万 2,066 円、
歳入歳出差引額 0 円となっております。

19 ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算」、

「1 業務勘定」でございます。

予算現額 1 億 6,788 万 4,000 円、
収入済額 1 億 6,126 万 2,051 円、
支出済額 1 億 4,625 万 3,157 円、
歳入歳出差引額 1,500 万 8,894 円となっております。

20 ページをお願いいたします。

「2 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

予算現額 14 億 4,000 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、13 億 8,158 万 6,830 円、
歳入歳出差引額 0 円となっております。

次に「3 後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

予算現額 6 億 1,200 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、4 億 5,669 万 560 円、
歳入歳出差引額 0 円となっております。

21 ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算」、

「1 業務勘定」でございます。

予算現額 34 億 6,882 万 1,000 円、
収入済額 33 億 6,419 万 6,711 円、
支出済額 32 億 5,588 万 3,781 円、
歳入歳出差引額 1 億 831 万 2,930 円となっております。

歳入の主なものとして、1 款「手数料」は、収入済額 20 億 157 万 4,028 円、
歳出の主なものとして、1 款「総務費」は、職員の人件費、診療報酬電算処理委託料などで、支出済額 14 億 1,103 万 7,646 円となっております。

22 ページをお願いいたします。

「2 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

予算現額	8,064億3,220万4,000円、
収入済額	8,007億6,109万5,696円、
支出済額	8,007億109万6,659円、
歳入歳出差引額	5,999万9,037円となっております。

23 ページをお願いいたします。

「財産目録」でございます。

この財産目録は、令和5年3月31日現在で作成いたしております。

資産につきましては、建物以下、記載のとおりで、資産合計は、147億9,217万7,238円となっております。なお、負債はございません。

24 ページの「監査報告」でございます。

本会監事であります都倉 高砂市長さん、越田 川西市長さんには、令和5年7月4日に本会規約第27条の規定に基づき、本会会議室において、監査を実施していただきました。

監査結果としましては、

「(1) 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当と認める。」、

「(2) 令和4年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業報告並びに一般会計、各特別会計の歳入歳出決算状況及び財産の管理状況について、諸帳簿、証拠書類、預金現在高とも適正に処理されていたことを認める。」という監査意見をいただいております。

25 ページの「独立監査人の監査報告書」でございます。

これは、24 ページの監査結果にございました「太陽有限責任監査法人」の監査の報告でございます。

26 ページをお願いいたします。

まず、単式の財務諸表にかかる監査意見でございますが、1行目に記載のとおり「当監査法人は、上記の財務諸表が、全ての重要な点において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき定められた兵庫県財務規則に準じて定められた兵庫県国民健康保険団体連合会財務規則等の財務に関する各規則及び各規程に準拠して作成されているものと認める。」という監査意見をいただいております。

28 ページをお願いいたします。

次に、複式の財務諸表にかかる監査意見でございますが、28 ページ下から8行目に記載のとおり「当監査法人は、上記の財務諸表が、全ての重要な点において、注記「1.財務諸表作成の基礎」に記載された基準に準拠して作成

されているものと認める。」という監査意見をいただいております。

複式の財務諸表につきましては、「参考資料」の「本会 財務諸表」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第1号、議案第2号及び財産目録、監査報告の説明を終わります。

岡田議長

お手元の概要版に基づきまして、重点事項、主要事業、また、歳入歳出決算のご説明をいただきましたけれども、これら議案第1号及び議案第2号につきまして、御質問、御意見がございませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

ないようでございますので、お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

岡田議長

異議なしの声をいただきましたので、議案第1号及び議案第2号は、国民健康保険法施行令第23条第1項の規定によりまして、総会の認定に付すことに決定いたします。

続きまして、議案第3号「外部監査契約の締結について」及び議案第4号「一般会計に係る債務負担行為について」を一括提案いたします。

では、お願いいたします。

入江事務局長

それでは、議案書の297ページをお願いいたします。

議案第3号「本会外部監査契約の締結について」でございます。

提案理由でございますが、令和5年度の外部監査契約を締結するに当たり、本会規約第39条の2第2項の規定により、あらかじめ理事会の議決を得る必要があるため、この議案を提案するものでございます。

298ページの契約の目的につきましては、本会の事業の効率的運営並びに組織及び運営の合理化に努めるために契約するものでございます。

契約の相手方は太陽有限責任監査法人、契約期間は令和5年8月1日から令和6年6月30日までとなります。

また、契約金額は620万円で、令和5年度、令和6年度それぞれ310万円となります。

監査対象としましては、令和5年度における内部統制の評価及び令和5年度期末監査でございます。

続きまして、299ページをお願いいたします。

議案第4号「本会一般会計に係る債務負担行為について」でございます。

先程の本会外部監査契約の締結に伴う本会一般会計に係る債務負担行為について、300ページの別表のとおり定め、通常総会の認定に付するものでございます。

以上、議案第3号及び議案第4号の説明を終わります。

岡田議長

では、第3号及び第4号の議案につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

ないようでございますので、お諮りいたします。議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

岡田議長

議案第3号につきましては、規約第39条の2第2項の規定によりまして、理事会議決事項として決定いたします。

また、議案第4号につきましては、国民健康保険法第27条第1項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

では、続きまして、議案第5号「支部規則の一部を改正する規則の制定について」を提案いたします。

では、お願いいたします。

入江事務局長

それでは、議案書の301ページをお願いいたします。

議案第5号「本会支部規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、兵庫県薬剤師国民健康保険組合の解散に伴い、関係規定について所要の整備を行うため、でございます。

302ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和5年3月31日をもって、兵庫県薬剤師国民健康保険組合が解散したことに伴い、支部の構成保険者を改正するもので施行期日は令和5年7月12日から施行し、令和5年4月1日から適用でございます。

以上、議案第5号の説明を終わります。

岡田議長

では、議案第5号の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

(な し)

岡田議長

では、お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

岡田議長

議案第 5 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第 6 号「兵庫県国民健康保険団体連合会役員の補充選任について」を提案いたします。

事務局からお願いいたします。

入江事務局長

それでは、議案書の 306 ページをお願いいたします。

議案第 6 号「本会役員の補充選任について」でございます。

提案理由は、阪神支部選出の監事の退任に伴い、監事 1 名が欠員となっており、その補充選任を行う必要があるため、でございます。

307 ページをお願いいたします。

監事 1 名として阪神支部の高島 峻輔(たかしま りょうすけ)芦屋市長を第 145 回通常総会での議案可決後から令和 6 年 3 月 31 日まで補充選任を行うものでございます。

以上、議案第 6 号の説明を終わります。

岡田議長

では、この議案第 6 号の説明につきましても、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

議案第 6 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

岡田議長

議案第 6 号につきましては、国民健康保険法第 23 条第 3 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

続きまして、議案第 7 号「第 145 回通常総会の招集について」を提案いたします。

事務局からお願いいたします。

入江事務局長

それでは、議案書の 308 ページをお願いいたします。

議案第 7 号「第 145 回本会通常総会の招集について」でございます。

総会の招集は、本会規約第 33 条の規定に基づき、理事会の議決によることとなっておりますので、この議案を提案するものでございます。

309 ページをお願いいたします。

日時、令和 5 年 7 月 28 日、午後 1 時 30 分から、場所は、本会大会議室でございます。

以上、議案第7号の説明を終わります。

岡田議長

では、これにつきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

では、お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

議案第7号は、規約第33条の規定によりまして、理事会議決事項として決定いたします。

次に、その他でございますが、報告が2件あります。まず、「国保総合システムの更改に係る国庫補助要請のための決議について」を事務局より説明がございます。

山中総務部長

それでは、お手元の報告事項資料1をお願いします。

「国保総合システムの更改に伴う国庫補助要請のための決議」でございます。このことについてご報告いたします。

この決議文は、6月30日の国保中央会定期総会にて採択された決議文でございます。

内容に入ります前に、まず、これまでの経緯につきまして簡単にご説明申し上げます。

令和6年度に機器更改時期を迎える国保総合システムにつきましては、令和3年に策定されました「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国からクラウド化への移行を求められております。

この改革工程表というのは、支払基金と国保連合会でのレセプトの審査における不合理な差異の解消をするために行うもので、令和6年度は「第一段階」として双方が使用するシステムの「受付領域」と呼ばれる機能を共同利用することで、その後、令和8年度頃に行われます「第二段階」として「審査領域」についても共同利用するために、システム開発を行っていくという国の計画でございます。

過去2年度におきましては、この「第一段階」のシステム改修費に対する国庫補助要請をしまいいりました。

その結果、令和4年度は54億円、5年度には57億円と、合わせて111億円の国庫補助を得ることができたという次第でございます。

残る課題は、令和6年度からのクラウド化に伴う保守・運用費と「第二段階」のシステム改修費ですが、折衝をしている国保中央会によりまして、厚

生労働省からは「保守・運用費に対する補助はできない」と厳しい回答が返ってきている状況でございます。

そこで、今回の決議文につきましては、保守・運用費も引き続き国庫補助の要請をいたしますが、より現実的な要請事項となるよう、「第一段階」におけるシステム最適化に要する開発費、「第二段階」における開発費と保守・運用費についても、国の責任で必要な財政措置を講じるよう要請するという内容になっております。

それでは、決議文について、説明いたします。

「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラであるが、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、国の改革工程表に沿って、第一段階としてクラウドへの移行や支払基金との受付領域の共同利用、第二段階として審査領域の共同利用のためのシステム開発に取り組む予定としている。

しかしながら、第一段階においては、限られた期間の中でクラウド化することを優先せざるを得なかった結果、システムを最適化するまでには至らなかったことから、保守・運用費の縮減のためにもシステム最適化が不可避となっている。

また、第二段階の共同開発においても、国保側の保守・運用費の縮減とそのためシステム最適化が求められている。

これらの開発費や保守・運用費を賄うための財源につきましては、全国の国保連合会が保有する積立金だけでは不足しており、審査支払手数料等の引上げで対応せざるを得ないこととなりますが、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合は財政基盤がぜい弱であり、この費用を保険料の引上げで負担することは極めて困難である。

よって、保険者や被保険者に追加的な費用が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるよう強く要望する。というものでございます。

裏面をご覧くださいますと、国保中央会役員と全国の国保連合会理事長名が記されており、これらの連名により要請するものでございます。

なお、この決議文をもつての要請活動ですが、今年度も国保中央会から厚生労働省や財務省などに対して行われることとなっております。

また、知事会、市町会、町村会など地方6団体及び後期高齢者医療広域連合におかれましても、それぞれ、この6月から7月に掛けて、国に要請活動を行われると伺っております。

そのため、各都道府県の国保連合会においては、国保中央会からの個別要請がない場合は、特段の要請活動は行わないこととなっておりますので、本日は、この状況についてのご報告となっております。

以上、資料1の説明を終わります。

岡田議長

いま決議の内容につきまして、説明がありましたけれども、御質問・御意見ございませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

大丈夫でしょうか。

おそらくそれぞれの自治体の皆さまにおかれましても、各システムの標準化・共通化の話はあると思います。標準化等することで、当初はシステムの改修費等が、大きく競争により減額されるようなことも期待しての動きだったと思いますけれども、時期を統一的にすることで、膨大にコストが膨らみ兼ねないような状況が自治体でも生じているはずで、この重要さは非常に大きいと思っております。特に当連合会の場合におきますと、その結果が保険料の増額にもし跳ね返るようなことになりましたときには、それぞれ費用対効果やメリットを説明するのはなかなか難しいところもありますので、やはり国において対応していただくべきところはたくさんあると思いますから、決議をぜひ出す方向で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、続きまして「中期経営計画（第6次）の実施状況について」を説明願います。

山中総務部長

報告事項資料2をお手元をお願いいたします。

本会の中期経営計画（第6次）の令和4年度の実施状況についてご報告いたします。

この計画は、本会を取り巻く状況が大きく変化する中、基本理念としております「保険者に満足され信頼される連合会を目指して」をもとに、審査支払業務の充実や保険者の期待に応える事業の計画的な推進のため、令和4年度から6年度までの3か年を計画期間として策定されております。

令和4年度の実施状況ですが、2実施状況の(1)審査支払業務の充実・強化につきましては、「審査支払機能に関する改革工程表に基づく不合理な差異解消」と「査定率の向上」に取り組んでまいりました。

結果としましては、計画どおり全国統一の審査チェックを導入するとともに、審査の充実に取り組み、査定率については目標値を上回ることができま

した。

今年度も、審査委員会との連携による重点的な審査や、職員のスキルアップを図りながら取り組んでまいります。

次に、(2) 保険者支援事業の充実・強化につきましては、「オンライン資格確認等システムによる資格確認の充実」や「第三者行為求償事務」、「保健事業」など記載の5項目について取り組み、結果といたしましては、記載のとおり、本会での資格確認事務範囲の拡大によります保険者事務の軽減や、第三者行為求償に関しましても約14億円を求償し、医療費適正化に貢献できたものと考えております。

保健事業や介護予防事業等については、KDBシステムを活用した支援を進め、保健事業支援・評価委員会の活用保険者の数も増加しております。

今年度はデータヘルス計画の策定年度でもありますし、保健事業を始め、記載の事項につきまして、保険者支援事業の充実に取り組んでまいります。医療DXなど取り巻く状況の変化も早い中、都度、保険者の皆さまからご要望やご意見などをお伺いしながら、事業を進めていきたいと考えております。

最後に(3) 効率的な運営体制の確立についてでございます。

「事務の効率化」や「健全な財政運営」等、記載の事項につきまして、各種電算処理システムの円滑な導入・運用のほか、電子決裁の導入などにより事務効率化に取り組みました。

財政運営、組織体制につきましては、本会においては、先程の要請事項もありましたように、国庫補助要請などの件について、保険者負担の増加とならないよう取り組むとともに、「保険者に満足され信頼される連合会」を目指して、各部門の職員の育成にも取り組んでいるところでございます。

3年計画の1年目については、概ね、大きな遅れもなく事業を実施できたと考えておりますので、今年度も引き続き、目標達成に向けて取り組んでまいります。

以上、資料2について、報告を終わります。

岡田議長

では、この「中期経営計画(第6次)の実施状況について」何か、御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

大丈夫でしょうか。全て合わせますと兆円単位のすごい会計ですけれども、審査の質の向上等にも取り組んでいただいて、医療費の適正化に努めていただきたいと思います。

草田総務課長

それでは、他に特に何かございますでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了となります。

ご審議いただきありがとうございます。

ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第1回理事会を閉会いたします。

理事の皆様には、7月28日の総会にご出席いただきますようお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

議 事 録 署 名

議

長

岡田康裕

議事録署名人

畑岡恭子